

不戦条約の成立とフランス外交

細 川 真 由

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻

〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 第一次世界大戦後、未曾有の大戦争を経験した世界は、国際連盟の創設や多国間条約の締結を通じて国際平和の構築を図った。中でも 1928 年に締結された「国策の手段としての戦争放棄に関する条約」（不戦条約）は、フランスとアメリカとの協議から生まれた条約であるが、最終的には多くの国が参加し、史上初めて「国策の手段としての戦争」を禁止した画期的な条約となった。そして、この条約の成立にはアメリカにおける戦争違法化運動が大きな影響を与えたとして、多くの先行研究の対象とされてきた。その一方で、不戦条約をめぐるフランス外交に関する研究はほとんど見られない。しかし、条約成立に至る複雑な交渉過程におけるフランス政府の意図やその背景にあるものについて検討を加えてはじめて、不戦条約の意義と限界を明確にすることが可能となる。本論文では、政府文書・外交文書・同時代の著作等の一次史料、および先行研究に基づき、不戦条約をめぐるフランスの外交的背景を考察した。その結果、不戦条約は、従来考えられてきたような理想主義的性質とはかけ離れた、現実主義的な交渉過程を経て成立したことが明らかとなった。

1. はじめに

本論文は、1928 年に成立した「国策の手段としての戦争放棄に関する条約（General Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy）」（以下、不戦条約）をめぐるフランスの外交政策の検討を通じて、戦間期ヨーロッパ国際政治史における不戦条約の意義と限界を明らかにするものである。

1.1. 1920 年代フランスの外交と政治

第一次世界大戦の終結（1919 年）から第二次世界大戦の開始¹⁾（1939 年）に至る 20 年間、すなわち「戦間期」は、カー（Edward Hallett Carr）の著書『危機の二十年』から、第二次世界大戦への序章として捉えられる傾向にある。確かに、世界恐慌を招いた経済システム、ファシズムの台頭、集団安全保障の機能不全などは、戦間期国際関係

の消極的側面であり、これらが第二次世界大戦の前提条件となったことは否定できないだろう。しかし、戦間期には、大戦の再発防止を主眼として様々な国際平和への取り組みが行われた。例えば、1920 年に創設された国際連盟では、史上初めての普遍的国際組織として、軍縮・安全保障に加え文化・労働・保健・環境等の多分野における国際協力が行われた。さらに、軍縮会議の開催や多国間条約の締結を通じて、国家間紛争の平和的解決の制度化が図られた。戦間期ヨーロッパにおいて、これらの活動の中心的役割を担ったのがフランスである。

フランスは第一次世界大戦によって甚大な被害を受けた。膠着状態に陥った仏独戦の主戦場となった国土は荒廃し、約 138 万人の死者および多数の負傷者が生じた。また、フランス政府は戦費の捻出のために貨幣の大量発行を行い、アメリカ・イギリスから多額の融資を受けざるを得なかった。そのため、戦後、フランス国民はインフ

レと通貨不安定に苦しめられ、戦争そのもの、そして戦争責任を負うと考えられたドイツに対する憎悪が広まった。特に、市民の間では1870年の普仏戦争の記憶が色濃く残っており、二度も隣国ドイツに侵攻されたという屈辱が反独感情を一層強めた²⁾。

第一次世界大戦の終結後、パリ講和会議が開催され、アメリカ・イギリス・フランス・イタリア・日本の5大国を中心に、戦後処理および戦後国際体制の構築に関して討議が行われた。パリ講和会議でフランス代表を務めた当時の首相クレマンソー (Georges Clemenceau) は、国内での反独世論を背景に、ドイツの徹底的な弱体化や、アメリカ・イギリスによる軍事的支援を求めた。しかし、アメリカ・イギリスの同意を得られることはなく、フランスは譲歩を余儀なくされたのである。講和会議の結果締結されたヴェルサイユ条約は、ドイツの軍備の制限、連合軍によるラインラントの占領、ドイツによる多額の賠償金の支払い、アルザス・ロレーヌ地方のフランスへの返還、ドイツによるオーストリア併合の禁止、旧ドイツ植民地の委任統治など、ドイツにとって厳しい内容の条約であった。しかし、イギリス・アメリカとの間の戦債返済問題、ドイツの賠償額の決定、ソ連の承認問題など、依然として多くの課題がフランスには残されていた³⁾。

このような内容を持つヴェルサイユ条約は、反独感情を強める市民にとって不満を残すものとなった。また、講和会議において望み通りの結果を得られなかったフランス政府も、他の連合国に対して不信感を抱き、講和条約全体の執行に固執した⁴⁾。さらに、大戦中にアメリカ・イギリスから借り受けた戦債の返済、国内の復興等の問題を抱えていたフランス政府は、ドイツからの賠償金を必要としていた。このため、ドイツに対して一層強硬的な政策を講じることになる。その一つが、1923年のルール占領である。フランスおよびベルギーは、ドイツの賠償金支払いの停滞を理由に、ドイツ西部の工業地帯ルールの軍事占領を実行した。しかし、これにより賠償金問題は解決されることはなく、占領費用などの点でフランスは却って損失を受ける結果となった。

ルール占領によって仏独間の緊張が高まるのを目にした市民は、再び戦争が勃発する可能性に恐怖感を抱いた。そのような中で、次第に反戦感情あるいは平和を志向する気運が高まった。その結果として、1924年にエリオ (Édouard Herriot) による左派連合内閣が成立した。急進社会党の党首であったエリオは、選挙戦において外交政策の転換を公約の中心に掲げ、厭戦気運が高まる市民社会から強い支持を得ることに成功した⁵⁾。エリオ内閣では、ラインラント・ルール両地方に関する分離政策の放棄、賠償額の見直しの受け入れ、ソ連の承認など協調的な外交政策が実施された。また、国際連盟を重視したのも大きな特徴の一つである。エリオ政権期の24年10月、連盟総会において「国際紛争平和的处理に関する議定書 (Protocol for the Pacific Settlement of International Disputes)」(以下、ジュネーヴ議定書)の草案が採択された。この議定書は最終的には成立しなかったものの、戦争の禁止、紛争解決における裁判の義務化、侵略に対する相互保障を規定した画期的な国際文書であった。25年4月、エリオ内閣は財政危機の責任をとって退陣したが、その後のパンルヴェ (Paul Painlevé) 内閣で外務大臣に就任したブリアン (Aristide Briand) は、エリオ内閣の国際協調路線を継承した。

ブリアンは、1925年11月から首相と外務大臣を兼任し、その後のポワンカレ (Raymond Poincaré) 内閣 (26年7月～) でも外務大臣を務めた。独仏和解や国際連盟重視といった左派的な平和思想と、大国間の同盟関係の構築という右派的な安全保障論を組み合わせたブリアンの外交政策は、世論から広く支持を集めた⁶⁾。ブリアンの下で、ルール地方からの撤退が完了し (25年8月)、国際連盟を中心とした国際平和が追求された。さらに、25年10月にはスイスにおいて「ドイツ・ベルギー・フランス・イギリス・イタリア間の相互保障条約 (Treaty of Mutual Guarantee between Germany, Belgium, France, Great Britain and Italy)」(以下、ロカルノ条約)が成立した。この条約は、ドイツの外務大臣シュトレゼマン (Gustav Stresemann) の提案に端を発するものであり、ブリアンが彼の提案に同調する形で交渉が

進められた。ロカルノ条約により、フランスの対独国境が保障され、フランスにとっての長年の懸案事項が一つ解決を見せた。このような、ブリアン外交における国際連盟体制やその枠外での多国間条約を通じた国際平和の追求の在り方は、「法による平和 (la paix par le droit)」と称される⁷⁾。

ブリアンの政策における「法による平和」の一環として考えられるのが、1928年に締結された不戦条約である。この条約は、当初は15か国のみが署名を行ったが、後に63か国が署名する大規模な多国間条約となった。すなわち、国家間での安全保障というより、世界全体における戦争禁止や平和を目的とした条約であったと言える。不戦条約は、日本を含む様々な国の憲法規定の原型であるとされ、現代においても重要な意義を有している。しかし、不戦条約は初めから国際的な平和条約として構想されていたのではない。当初ブリアンは、フランスの安全保障上の理由から仏米で2国間協定を締結することを目指していた。だが、アメリカのケログ（Frank Billings Kellogg）国務長官が多国間での平和条約の方が望ましいとして、ブリアンによる仏米間協定の提案を断ったため、多国間条約として不戦条約が成立したのである。さらに、不戦条約はその文言の曖昧さゆえに、多数の国が留保を付したため、実際に戦争を抑止するほどの効力を有するには至らなかった。

1. 2. 先行研究の問題点

1. 2. 1. 不戦条約成立過程におけるフランスの対応

この不戦条約に関しては、国際法研究や外交史研究の分野で研究の蓄積が存在する。外交史研究の分野では、不戦条約をめぐるアメリカ政府およびイギリス政府の対応について詳細に検討した研究が数多く存在している。アメリカに関しては、ロバート・H・フェレル（Robert H. Ferrell）がアメリカ政府内での対応を詳細に分析している⁸⁾。また、イギリス政府の不戦条約調印をめぐる対応に関しては、パトリック・O・コース（Patrick O. Cohrs）⁹⁾やゲイナリー・ジョンソン（Gaynor Johnson）¹⁰⁾による研究が存在する。ところが、不戦条約をめぐるフランス政府の対応について詳

細に取り扱った研究はほとんど見られない。ブリアン外交を通史的に扱った研究¹¹⁾やブリアンの伝記¹²⁾は枚挙に暇がないが、不戦条約についてはロカルノ条約ほど詳しい検討が加えられていない。以上に挙げた研究では、ブリアンがとった一連の外交政策は国際連盟中心主義・仏独協調により特徴づけられる理想主義的な外交であるという見解のもと、不戦条約とはブリアンの声明とそれに対するアメリカ政府の多国間条約の提案に端を発する、戦争禁止を定めた画期的な国際条約であるという位置付けを与えるにとどまっている¹³⁾。しかし、不戦条約はそのような単純な過程を経て成立したものではない。条約成立に至る複雑な交渉過程におけるフランス政府の意図やその背景にあるものについて検討を加えてはじめて、不戦条約の意義と問題点を明確にすることが可能となるであろう。

1. 2. 2. フランスにおける平和構想と外交政策の連関

また、民間における平和構想と外交政策との連関という観点からも、この条約に関する研究が行われてきた。戦間期にはフランスのみならず世界各国で厭戦の機運が広がった。第一次世界大戦の経験を通じて国際平和の重要性を痛感した各国の人々は、様々な形で平和の在り方を追求した。その中心となったのは知識人たちであり、彼らの活動は外交政策、特に不戦条約の締結に影響を与えたとされている。中でも、条約成立過程におけるアメリカの知識人の活動は大きな重要性を持つ。このことに関しては豊富な先行研究が存在している¹⁴⁾。一方で、フランスにおける平和構想と外交政策の関連性について触れた研究は、アメリカやイギリスに関する研究と比較すると非常に少ない。近年発表されたものとして、ジャン＝ミシェル・ギュー（Jean-Michel Guieu）による研究¹⁵⁾があるが、不戦条約についての検討は少なく、また条約に対する世論の反応については触れられていない。しかし、戦間期のフランスは第三共和政の下で世論が政策に比較的反映されやすい環境にあり、さらに戦後の厭戦の気運も相俟って、戦間期フランスの外交政策においても国内世論は重要な要因で

あったと指摘できる。そのため、フランス知識人を中心とした平和構想という視点を交えながら不戦条約の締結過程を検討することにより、不戦条約の国内的背景と社会的意義を明らかにすることが可能となる。

2. ロカルノ条約から不戦条約へ

本章では、1925年4月以降のブリアンによる外交政策の特色と、不戦条約成立のきっかけとなったブリアンの声明発表に至るまでの経過について考察する。エリオ内閣がフランの下落に対する有効な解決策を提示することが出来ず退陣を余儀なくされた¹⁶⁾後、続いてパンルヴェ内閣が発足する。そこで外務大臣に就任したのがブリアンであった。これ以降ブリアンは、ごく一部の期間を除いて、1932年の第2次ラヴァル (Pierre Laval) 内閣まで継続して外務大臣を務める。このいわゆる「ブリアン外交」は、国際連盟中心主義・仏独協調により特徴づけられる理想主義的な外交であり、戦後の混乱が未だ続いていたヨーロッパに安定をもたらした「平和外交」と一般的に考えられている。しかし、ブリアンの外交政策は単なる理想主義に基づくものではなかった。では、彼の実際の外交政策はいかなるものだったのであろうか。まず、ブリアン外交の最大の成果の一つとも言える、1925年のロカルノ条約について見ていきたい。

2.1. ロカルノ条約の成立

1925年10月16日に成立したロカルノ条約¹⁷⁾は、全部で9つの文書¹⁸⁾から成り立っている。そのうち最も重要と言える「ライン協定」は、ヴェルサイユ条約により決定されたドイツ・ベルギーの国境、およびドイツ・フランスの国境の不可侵、すなわち領土の現状維持を明確に宣言した(1条)。また、ドイツとベルギー、ドイツとフランスとの間で、いかなる場合も互いに攻撃 (attaque)・侵略 (invasion)・戦争行為を行わないことも規定した(2条)。その例外として、自衛の権利 (droit de légitime défense) の行使の場合が挙げられている。すなわち、ヴェルサイユ条約42条

または43条に対する明白な違反に対する抵抗の場合、連盟規約16条に基づく集団制裁を行う場合、連盟総会決議または理事会決議、連盟規約15条7項¹⁹⁾のいずれかに基づいて行動する場合である。加えて、ライン協定の3条では、ドイツとベルギー、ドイツとフランスとの間で生じた紛争で、通常的外交手続により解決されないものは、仲裁裁判、司法的解決、連盟理事会による審査のうちいずれかに付託して、平和的に解決することが規定された。

ロカルノ条約により、フランスは対独国境の保障に成功した。また、これまで敵対関係にあったドイツを含む形で安全保障条約を締結し、大戦の勝者と敗者の間での協同を実現したという点において、ロカルノ条約は史上初の集団安全保障体制であった。一方、ポーランドおよびチェコスロヴァキアとフランスが各々仲裁条約を締結することは合意されたものの、ドイツの東側および南側国境についての保障が得られなかったという問題が残されていた。しかし、フランスにとって長年の懸案事項であった仏独国境の保障が達成されたことは大きな成果であった。さらに翌年にはドイツが国際連盟への加入を果たし、国際協調のムードが一気に広まった。

1926年、ロカルノの成果が評価され、ブリアンとシュトレゼマンはノーベル平和賞を受賞した。このため、ブリアンに対する「平和の使徒」としてのイメージが一層広まった。しかし、彼は平和主義的な思想や信念に基づいてロカルノ条約を締結したのではない。ブリアンは当時のフランスの国力や国内事情を考慮したうえで、ドイツに対して強硬な態度をとり続けるのではなく、協調路線へと転換することを選択したに過ぎないのである²⁰⁾。

2.2. フランス国民連合政権の外交政策

1924年6月のエリオ政権(第1次)成立以降、1926年7月までパンルヴェ内閣、ブリアン内閣、エリオ内閣(第2次)と左派連合が連続して政権を握った。これらの内閣は第1次エリオ政権以降続く財政危機を解決できず、国民からの支持率を徐々に低下させてしまった。その結果1926年7

月に、中道右派の民主共和同盟に所属するポワンカレが首相に就任した。ポワンカレは社会党・共産党以外の政党からなる国民連合を結成し、大物政治家を集めた内閣を結成した。このポワンカレ内閣でも、ブリアンが外務大臣を務めた²¹⁾。

ロカルノ条約の締結はフランスの安全保障において画期的な成果となったが、様々な問題を残すものでもあった。それは前節で述べた通りであるが、その中でも特にブリアンにとって懸念事項となったのは、ドイツの東側および南側国境についての保障が得られなかったことである。そのため、ブリアンはさらなる同盟関係の構築によってこの問題の解決を試みた。ブリアンはドイツと東部国境を接するベルギー・ポーランド・チェコスロヴァキアは既にフランスと同盟関係にあると考え、ドイツ南部国境の保障に最大の関心を寄せた。その方法としてドイツの南にあるイタリアと同盟関係を結ぶことがまず考えられたが、ムッソリーニ（Benito Mussolini）と二国間同盟を結ぶことに不安を感じたブリアンは、イタリアとドイツの間に緩衝国を置くことによりドイツの南部国境の保障を行うことを選んだ。その結果、フランスは1926年にルーマニア・ユーゴスラヴィアと友好条約を結び、ドイツをフランスの同盟国で包囲することに成功した²²⁾。このように、ロカルノ条約成立後もブリアンはより多くの同盟関係の構築を通じてフランスの安全保障を確立することを目指した。

続いて彼は、ヨーロッパにおいて経済的な影響力を強める世界一の大国アメリカとの提携を次なる目標とした。ところが、当時の仏米関係は行き詰まりを見せていた。1926年4月に大戦中の戦債に関する仏米合意（メロン＝ペランジェ協定）が成立したが、フランスにとって非常に重い負担を課す協定であったため、フランス政府は3年以上に渡って署名を拒否していた²³⁾。また、フランスがアメリカからのジュネーヴ海軍軍縮会議への招待を拒否したために仏米間に大きなわだかまりが存在していた²⁴⁾。以上の理由から、仏米間の提携は困難に思われたが、アメリカの強大な軍事力・経済力はフランスの安全保障に強力なバックアップを与えるものであるとブリアンは考えてい

た。そこで、ブリアンはアメリカの世論に働きかけることによって、仏米関係の改善と同盟関係の構築を図ったのであった。

3. 不戦条約の成立過程

本章では、ブリアンによるアメリカ国民宛ての声明の発表から、実際の外交の場での条約交渉のプロセスについて考察する。

3.1. ブリアンの声明

ブリアンは1927年4月6日、AP通信（Associated Press）を通じてアメリカ国民への声明²⁵⁾を発表した。この日は、アメリカの第一次世界大戦参戦10周年記念日であった。ブリアンはこの声明の冒頭で、第一次世界大戦においてアメリカが果たした役割を称え、続いて戦後のアメリカとフランスが、手段は異なっても平和という同一の理想に向かって進んできたことを強調した。そして、最後に次のように語った。

平和のための政治に関する活きた現実に取り組む人々にとって、アメリカとフランスは既に道徳的に連帯した関係にあるように映るでしょう。もしこの2つの大きな民主主義国が、平和を尊重するとさらに高らかに証言し、人々により荘厳な先例を提示するならば、フランスはアメリカと共に、アメリカの表現に言うところの「戦争の違法化（la guerre hors la loi）」を目指すことを、両国間で相互に約束すると公に宣言いたします。国策としての戦争の放棄（renonciation à la guerre comme instrument de politique nationale）は、国際連盟規約やロカルノ諸条約において既によく知られた概念です。同じ精神に基づいた、フランスに対するアメリカのあらゆる協力は、世界から見て、平和のための国際政治を構築する基盤を拡大し強固にするのに大いに貢献してきました。このように、友好的な両大国はともに平和主義に忠実であり、最も早く実現出来るのは軍縮ではなく平和の実践であるという、より正確な真実の描写を世界に提示するのです²⁶⁾。

ブリアンはここで「戦争の違法化」という言葉を持ち出し、両国間で「国策の手段としての戦争の放棄」に関する条約を締結する用意があると宣言した。しかし、これまでの経緯を見ると、この声明は、純粋に戦争違法化条約を締結したいという意図のもとに行われたものでは決していないということが分かる。実際に、ブリアンはこの声明を単なるリップサービスとして考えていた²⁷⁾。

この声明は、すぐにアメリカ政府の関心を引き付けたわけではない。アメリカ政府はブリアンの声明を、記念日にフランスの外務大臣が発表した友好メッセージに過ぎないと考えていたからである。しかし、4月25日に上院議員バトラー(Nicholas Murray Butler)が、ニューヨーク・タイムズ上でこの声明について取り上げたことから、民間での条約起草や反戦構想が活発になり、政府に具体的な行動を求めるようになった。このような民間の動きがきっかけとなって、ブリアンの声明が現実の条約交渉に発展したのである²⁸⁾。さらに、同年5月、飛行家リンドバーク(Charles Augustus Lindbergh)がニューヨーク・パリ間の大西洋単独無着陸飛行に史上初めて成功し、両国は歓喜に沸いた。この出来事は、アメリカとフランスを友好の掛け橋で結び付けるものとして人々の間に印象付けられ、米仏間の敵対感情は次第に和らぎつつあった²⁹⁾。ブリアンはこの友好ムードに乗って条約交渉を早期に開始したいと考え、在仏アメリカ大使ヘリック(Myron Timothy Herrick)を介して、アメリカ国務省に条約に関する協議の提案を行った³⁰⁾。そしてようやく6月11日に国務長官ケロッグが「アメリカ政府はブリアン氏の提案に関する外交交渉に応じる用意がある」³¹⁾との意思を表明し、正式に交渉が開始された。

3.2. 恒久友好条約草案をめぐる仏米交渉

1927年6月20日、二国間条約の草案がフランスから提示された。「恒久友好条約草案(Projet de pacte d'amitié perpétuelle / Draft of Pact of Perpetual Friendship)」³²⁾と題されたこの条約案は、わずか3条の条文から成る簡潔なものであった。3条は条約の批准の手續に関する規定であり、実

質的な内容を持つのは1条と2条のみである。1条は「当事国はそれぞれ、フランス国民およびアメリカ国民の名において、戦争に訴えることを禁止し、両国間において国策の手段としての戦争(la guerre … comme instrument de leur politique nationale / a recourse to arms as an instrument of their policy)を放棄する」ことが宣言された。2条は「フランスとアメリカの間に起こるあらゆる対立や紛争(toutes contestations ou conflits / all disputes or conflicts)について、その性質や原因にかかわらず、それらの和解あるいは解決は、相互に平和的手段によってのみ追求する」こと、すなわち、二国間の紛争の平和的解決が定められた。この条約案は実際に締結された不戦条約の条文とほぼ同一の内容である。

しかし、この条約がそのまま仏米間で締結されることはなかった。国務省の西欧部長マリナー(James Theodore Marriner)は、この条約草案について「あらゆる観点から注意深く検討されるべき」であるとして慎重な態度を示した。ブリアンが出来るだけ早く条約の交渉を開始したいと考えていることに関して、マリナーは「ジュネーヴ軍縮会議の間、フランスがその場にいないことから注意をそらすために、この条約の話題に民衆の注目を集めておきたいのでしょう」と厳しい目で捉えている。さらに、条約案の文言は非常に曖昧でどのように解釈することも可能であるため、フランスはこの条約を用いてアメリカとの恒久的な同盟関係を構築しようと目論んでいるのではないかと懸念も示した。そして、もしそうなれば、アメリカが維持してきた中立の立場が危うくなり、結局のところヨーロッパ大国との同盟関係に入ると同じ状況になると考えた。加えてマリナーは、ブリアンは国際連盟規約に基づくフランスの制裁への協力義務について触れていないこと、および、当該条約案が戦債に関する合意の批准の延長の口実や、戦債支払いは不要であるとの世論の形成に利用される恐れがあることも指摘した³³⁾。

ケロッグも恒久友好条約草案に対する懸念を表明した。ケロッグは、1908年にフランス・イギリス・日本と個々に結んだ仲裁協定(ルート条約 the Root Treaty)が間もなく失効するため、これ

を更新する形で新たな条約を締結すれば十分であると考えていた。また、戦争に反対する条約を新たに作成したとしても、その条約が紛争解決手続きに関する具体的な手続を有していなければ全く意味がないとの考えを示した³⁴⁾。

1927年6月、ブリアンは在仏アメリカ代理大使ホワイトハウス (Sheldon Whitehouse) を通じて、アメリカの独立記念日である7月4日に条約案に関して何か声明を発表したいと考えているのでアメリカ政府の考えを聞かせてほしい、と連絡した³⁵⁾。これに対しケロッグは、「ブリアン氏の条約案について意見を述べる用意が未だ出来ない」と答え、条約に関する回答を避けた。さらに、「この件に関して公に声明を行うのは賢明ではない」と述べ、ブリアンの提案は仏米間の外交ルートを通じて非公式に協議されるべきであるとの見解を示した。

その年の9月、在米フランス大使クロードル (Paul Claudel) は、ケロッグとの会談を行い、アメリカ政府内で条約案の検討が行われているのかと尋ねた。しかしケロッグは、手術のため休職中の在仏アメリカ大使ヘリックとは協議をする時間がほとんど持たず、大統領ともスケジュールが合わないため条約について話し合うことが難しいのだと答えており、またしてもフランスへの回答を回避しようとしている様子が伺える³⁶⁾。

一方、フランスでは、12月10日にクロードルからブリアンへ、アメリカの様子を伝える電報が送られた。クロードルは、ブリアンの提案した戦争を違法化する条約がアメリカ世論に歓迎されていることを伝えた。アメリカ政府の対応の遅れについては、ブリアンの案を前向きに捉えてはいるが「文書においてそれを表現することの困難さに戸惑っている」ようだと記している。そして最後に、「我が国とアメリカとの間の最初の条約 (1778年の友好条約) が締結された150周年記念日である来年2月6日に、新たな条約を署名することが重要なのです」と述べた³⁷⁾。このように、1927年の6月から12月の間、フランスとアメリカの交渉は膠着状態に陥ってしまった。事態が大きく動くのは1927年も終わりに差し掛かった、12月28日のことであった。

3.3. アメリカの逆提案とフランスの反応

1927年12月28日、ケロッグからクロードル宛に2通の書簡が送られた。1通目は仏米間の仲裁条約の草案に関するものであった。この仲裁条約案は、1928年2月27日に失効するルート条約の内容を発展させ、仲裁による解決が可能な紛争の範囲を拡大する条約であった。ケロッグは、この条約案はブリアンが提示した恒久友好条約草案における2つの基本原則、すなわち国策の手段としての戦争の放棄および紛争の平和的解決を含んでいると述べ、フランスの同意が得られれば条約の交渉をすぐにでも開始したいと記した³⁸⁾。また、2通目の書簡は、恒久友好条約草案に関するアメリカ政府の回答であった。ケロッグは、ブリアンの提案を歓迎すると答えると同時に、次のように述べている。

ご提案されている条約は、この仲裁条約の範囲を拡大し、長きに渡り両国間に存続してきた友好関係のあらゆる断絶を予防する両国政府の明確な決定を確立するものです。

フランスとアメリカの間に存続してきた伝統的な友好関係、幸福にも公式の約束に全く頼ることなく続いてきた友好関係を考慮して、また、両国間に発生する紛争の解決に対し決して武力に訴えないという両国共通の願望を、件の条約案に記される両国の願いを考慮して、両国政府は、ブリアン氏が提案した性質の二国間協定ではなく、あらゆる主要国が国策の手段としての戦争を放棄する宣言に賛同するために両国が共に努力をすることによって、世界平和に非常に輝かしい貢献をすることが出来ると思われま

す。もしこのような宣言が世界の主要国によってなされるならば、その宣言は間違いなく、おそらく当該宣言に同意するに至る他の国にとっても大きな影響を与え、またあらゆる国にとっても、これまで仏米関係に関してのみ締結されてきた協定の恩恵を受けることが出来るのです。

それゆえアメリカ政府は、フランス政府と、世界の主要国との間の取り決めやすべての国に加入の機会が開かれた条約について示し合わせる用意が出来ており、その取り決めや条約は、

国際紛争の解決手段として戦争の代わりに平和的手段を用いるために、国際戦争を禁止し、国策の手段としての戦争を放棄するものであります³⁹⁾。

このようにケロッグは、ブリアンが提案したような仏米二国間の条約を新たに締結することはせずに、同様の内容の多国間条約を締結するべきだとして、フランスの提案に対して新たな提案をする形で回答を行った。アメリカ政府は、フランスとの二国間条約は仲裁条約にとどめ、恒久友好条約草案を多国間条約に替えることによって、フランスと実質的な同盟関係を持つのを避けたのである。

翌年1月5日、クローデルはケロッグの逆提案への回答を送付した。それは「仏米間で署名される、当事国がすべての侵略戦争を禁じ、紛争の性質を問わず当事国間で発生する紛争の解決のためにあらゆる平和的手段に訴えることを宣言する条約に関して、全ての国の同意を得るためにアメリカ政府と協力する用意がフランス政府にあるということをお知らせいたします」という内容であった⁴⁰⁾。この背景には、この2つの書簡がやり取りされたたった9日間のうちに、仏米両国のメディアが秘密裏に行われていたはずの条約交渉について報じたため、ブリアンは回答を急いだという事情があった⁴¹⁾。

このフランスの回答は、一見したところ、アメリカの逆提案を全面的に受け入れるものに思われる。しかしケロッグは、1月11日の書簡においてこの返答が「アメリカ政府の考えに應えるものではない」と指摘した。フランスが多国間条約を締結するにあたり、まず仏米二国間で条約を締結しその後諸大国に署名の機会を開くと考えていること、および、「侵略戦争 (guerres d'agression)」の禁止に限定された条約を想定していることが、フランスの回答から読み取れたためである。さらに、1927年6月20日の永久友好条約草案では「国策の手段としての戦争」の放棄や「あらゆる対立や紛争」の平和的解決といった文言を使用していたにもかかわらず、今回は異なる言葉遣いをしているのは何故なのかと、核心を突いた質問を

投げかけた⁴²⁾。

その10日後の1月21日、ケロッグの指摘に対するフランス側の説明が示された。それは、フランスの1月5日の回答は1927年9月に採択された連盟総会決議に従ったものであり、世界の国のほとんどが国際連盟に加盟している以上、アメリカもこの決議の文言を受け入れる必要がある、という内容であった⁴³⁾。この決議は第8回連盟総会において採択された「侵略戦争に関する宣言 (Declaration concerning Wars of Aggression)」⁴⁴⁾であり、ポーランド代表のソカル (Franciszek Sokal) によって提案されたものであった。その提案には、侵略戦争が国際紛争の解決手段として決して用いられてはならないこと、あらゆる侵略戦争は国際犯罪として禁止されること、これらの原則を遵守する義務を連盟国が負うことが明記された。

このフランスの主張に対しアメリカは、19の連盟加盟国も参加した第6回アメリカ国家国際会議 (Sixième Conférence Internationale des Etats américains) において、相互の関係において国策の手段としての戦争を無条件に放棄することを示す決議が採択されていることから、国策の手段としての戦争の完全な放棄が国際連盟の基本理念や連盟国の義務と両立できないはずがないのだ、と答えている⁴⁵⁾。続く3月30日の書簡において、フランスが一定の条件を課しつつも条約の締結を認めたため、多国間条約締結の可否に関する議論はここで終了した⁴⁶⁾。

以上の交渉の結果として、国策の手段としてのあらゆる戦争の放棄を定める多国間条約の締結、および仏米間での仲裁条約の締結が仏米間で合意された。後者に関しては、1928年2月6日にワシントンで二国間条約が調印された。この日は、クローデルがブリアンへの書簡で述べていた通り、仏米間の初めての条約締結から150周年の記念日であった。この仲裁条約は、両国間の紛争が常設国際委員会の審査に付託されること(1条)、委員会の審査や外交手段により解決されない紛争は常設仲裁裁判所やその他の国際法廷に付託されること(2条)、条約が適用されない場合(3条)について定めるものである。3条には、一方の当事

国の国内法廷が管轄権を有する紛争、第三国の利益に関わる紛争、モンロー・ドクトリンの維持に関連・抵触する紛争、フランスの国際連盟規約の遵守義務に関連あるいは抵触する紛争が、条約の適用例外として列挙された⁴⁷⁾。このように仏米間の仲裁条約は、かつての仲裁協定の内容を発展させると同時に、恒久友好条約草案における紛争の平和的解決の要素を取り入れつつ、かつ、具体的な紛争解決の手続きを規定して曖昧さを排除するものであった。

3.4. 「侵略戦争」をめぐる

3.4.1. 「国策の手段としての戦争」と「侵略戦争」

交渉が行われている最中であった1928年初め頃、フランス議会ではこの恒久友好条約をめぐる交渉に関して議論が行われていた。上院では1928年1月31日、上院議員レムリ(Henry Lémery)がこの条約交渉について「外交的性質のものではない」として苦言を呈した。彼は、アメリカへの条約の提案が安全保障の追求のように捉えられるうえ、ブリアンは「侵略戦争」の定義に触れないまま条約の対象を「侵略戦争」に限定しようとしているが、それは国際連盟規約に対する侵害となると指摘した⁴⁸⁾。

これに対してブリアンは、2月2日の上院の審議において次のように答えた。アメリカが二国間条約を多国間条約に拡大しようとしているのを否定するつもりはない。レムリ議員は、「侵略戦争」という語句に執着するのは国際連盟の活動やその目的に反することだと指摘するが、既に連盟の加盟国が戦争に反対しているところにアメリカが加わることは何ら国際平和を侵害するものではない。そう主張したうえでブリアンは、確かにアメリカとの交渉は、「侵略国」の定義という障害物に道を阻まれて難航しているが、諦めずに交渉を続行すべきである、この交渉はごく普通の外交的な駆け引きなのだ、と強調した⁴⁹⁾。

このように、アメリカとの交渉においても国内議会においても、ブリアンはアメリカとの「侵略戦争」という語句に固執していたことが読み取れる。では、ブリアンがこの「侵略戦争」という語

句に固執した理由とは何だったのであろうか。「侵略戦争」はフランスにとって、またブリアンにとって、どのような意味を持つのであろうか。反対に、「国策の手段としての戦争」の文言がフランスにとって不都合な理由とは何だったのであろうか。

このことについて考察するためにまず、クロードの書簡において言及された、1927年9月の侵略戦争に関する連盟総会決議をめぐる審議の内容に触れておきたい。1927年9月19日、総会での審議に先立ち、軍縮に関する専門委員会で決議案の検討が行われた。委員会では、ソカルがこの決議案は連盟規約を補強する役割を担うと主張する一方、反対にこのような決議は連盟規約を弱めてしまうという意見も出された。オランダ代表のルードン(Jonkheer John Loudon)は、連盟規約に「侵略」や「侵略者」の定義が無いままこの決議を採択したとしても無意味ではないか、あらゆる戦争を非難する決議に修正すべきではないかと述べている。そして、より法的に戦争違法化の問題を取り上げるべきであり、その点について、二国間または多国間での戦争違法化条約の締結を総会が勧告したことは望ましいと考えつつも、ソカルの案に同意した。一方、フランス代表ポール＝ボンクール(Joseph Paul-Boncour)は、ソカルの決議案はすぐに採択されるべきだと答えている⁵⁰⁾。すなわち、この専門委員会の場合でも、フランスは「侵略戦争」という文言の使用に全面的に賛同していたのである。このことから、「侵略戦争」の語が、国際連盟の場合でも公に支持するほどフランスにとって重要な意義を有していることが読み取れる。

次に、「侵略」に関する記述が存在する国際文書として、ジュネーヴ議定書およびロカルノ条約の内容を考察する。ジュネーヴ議定書10条においては、連盟規約や議定書に違反して戦争に訴える国はすべて「侵略者」とであると定義されている。また、ロカルノ条約では、ライン協定2条において、攻撃・侵略・戦争行為を行わないことの例外としてヴェルサイユ条約42条または43条に対する明白な違反に対する抵抗の場合が定められているが、この「違反」は挑発によらない侵略行為

(un acte non provoqué d'agression) として記述されている。ジュネーヴ議定書およびロカルノ条約が、自衛権の発動や制裁措置による武力行使を容認していることから、「侵略戦争」とは、国際条約や文書で正当であると認められていない戦争を指していることになる。裏を返せば、「あらゆる戦争」あるいは「国策の手段としての戦争」という文言は、侵略戦争に加えて、正当なものとして認められた戦争も含むものとして解釈される。

しかし、このような「国策の手段としての戦争」と「侵略戦争」との区別はそれ程意味を成さない。フランス外務省の法律顧問フロマジョ (Henri Fromageot) が認める通り、フランス側もこの2つの語の間に相違がないことを認識していた。それでも「侵略戦争」の語は、連盟規約やロカルノ条約等における制裁の義務に反せず、またこれらの義務を確認・補完する印象を与えるものとして、仏米間の論争的となったのである⁵¹⁾。

3.4.2. ブリアンのジレンマ

ロカルノ条約やその他の同盟条約によって自国の安全保障を確保することを常に目指してきたフランスにとって、「国策の手段としてのあらゆる戦争」を放棄する多国間条約の締結は、連盟規約やロカルノ条約において正当と認められた軍事的措置をも放棄することを意味していた。それゆえフランスは、集団安全保障体制の前提条件を守るために「侵略戦争」の語に執着したのである。しかし最終的に、ブリアンは、第一次世界大戦後長い年月をかけて築いたヨーロッパ安全保障体制を、自らの提案によって崩壊の危機に晒すことになった。

アメリカからの戦争禁止条約の提案を拒否すれば、ブリアンはロカルノによって得た「平和の使徒」のイメージを失うことになる。反対に、アメリカの提案を全面的に受け入れたなら、さらなる国際平和に貢献する「平和の使徒」としてのイメージの向上につながるが、ヨーロッパ安全保障体制の前提が覆されることになる⁵²⁾。このジレンマの中でブリアンが出した結論は、条件付きでアメリカの提案を受け入れるという、2つの選択肢の中間をとるものであった。

3月30日にクローデルがケロッグに宛てた書簡において、フランスはアメリカの提案を概ね受け入れたが、同時に3つの主張を行った。第一の主張は「平和を安定させるための真の手段を確保する (obtenir un instrument reel de stabilisation de la paix)」ために「世界の他の全ての国 (tous les autres Gouvernements du monde)」の条約への参加を重視するというものである。第二の主張は、「平和と進歩の文書 (un instrument de progress et de paix)」が「抑圧の手段 (un instrument d'oppression)」となってしまうように、もしある締約国が条約に違反した場合には、その国に対して他の締約国が条約上の義務から解放されると明言すべきであるということであった。そして最後に、フランスは第三の主張として戦争放棄の条約が署名国のために「自衛の権利 (le droit de légitime défense)」を排除しないことを求めた。さらに、新しく結ばれる条約が、連盟規約・ロカルノ条約・その他の中立保障条約に基づく権利義務を損なうものとならないことを主張した⁵³⁾。

以上のように、ブリアンのアメリカ国民への声明から始まった条約交渉は、戦争違法化のような国際平和への理想とは全くかけ離れた形で行われていたのである。

4. 不戦条約の調印

本章では、諸大国への条約参加の提案および条約文の確定の過程について述べ、また実際に条約が調印された後、フランス国内で条約がいかなる反響をもたらしたのかについて検討する。

4.1. 諸大国への呼びかけ

仏米間で多国間条約の調印が合意されたのち、フランスおよびアメリカ両国の政府からそれぞれ、イギリス・ドイツ・イタリア・日本の4大国に対して多国間条約の提案が行われた。アメリカは、フランス政府は国際連盟規約やロカルノ条約およびその他の中立保障条約の締約国に対する考慮をすべきだと考えているが、アメリカ政府はそのような考慮はせずに、世界のあらゆる国が、主要国の署名の後に戦争を放棄する多国間条約に参加す

るべきだと考えていることをこれら4か国に示した。アメリカが4月13日に提案した条約文は以下の通りである。

第1条：締約国は、それぞれの人民の名において、国際紛争の解決のために戦争に訴えることを非難し、その相互の関係において国策の手段としての戦争を放棄することを厳粛に宣言する。
第2条：締約国は、その間に生じたあらゆる紛争あるいは対立に関して、その性質または原因の如何を問わず、平和的手段以外によってその処理または解決を求めないことを約する⁵⁴⁾。

第3条としてもう一つ規定が置かれていたが、それは批准の手續に関する条文であるため、実質的な内容を持つ条文はこの2つのみであった。

一方、フランスは4か国に対してアメリカとは異なる条約案を4月20日に提示していた。それは全6条からなるもので、次のような内容であった。

第1条：締約国は、特に敵対行為に関する規定への違反があった場合に、既存の条約の範囲内における自衛権の行使を妨げられることなく、戦争に訴えることを厳粛に非難し、国策の手段としての戦争、すなわち、恣意的で独立した、当該国が主導権を有する政治的行為の手段としての戦争であり、国際連盟規約やその他国際連盟に登録された条約の適用の結果生じる行為ではない戦争を放棄する。締約国は、この規定において、互いにいかなる攻撃または侵略(invasion)も行わないことを約する。

第2条：締約国間に生じたあらゆる対立あるいは紛争に関して、その性質または原因の如何を問わず、その処理または解決は互いに平和的手段によってのみ追求される。

第3条：締約国の一がこの条約に違反した場合は、他の締約国は当該国に対してこの条約に基づく義務を当然免除される。

第4条：この条約の規定は、締約国が当事国となっている事前の国際合意により生じる権利義務を何ら妨げるものではない。

第5条：この条約はあらゆる大国の参加を勧告するものであり、それらの国全てによる受諾の後をはじめて効力を有する⁵⁵⁾。

第6条は批准に関する条文であった。このフランスの条約案が、アメリカの作成した条約案と大きく異なるのは、この新たな条約が連盟規約等他の条約に起因する権利義務を決して損なうものではないことが明記されている点である。また、条約違反国との関係、大国の参加の後条約が有効となることも条文として規定されている。換言すれば、フランスの条約案には、3月30日のケログ宛ての書簡に記載されていたフランス側の3点の主張が明文で盛り込まれていたのである。

また、ケログは1928年4月28日にアメリカ国際法協会において演説を行い、新条約の説明をした。初めに自衛権について、アメリカの条約案は自衛権を決して妨げるものではなく、あらゆる条約は自衛権を含意しているが、仮に条約中に自衛権に関する明示の定義を設けたなら、その定義は悪用される可能性が高いため、自衛権についての明文の規定を置くべきではないと述べた。続いて、連盟規約と新条約の両立性に関して、連盟規約は限られたケースにおいて戦争を容認するものであるが、それは消極的な形で戦争が認められていること、また、連盟規約やロカルノ条約の違反は新条約の違反も構成するであろうことを指摘し、連盟規約やその他の既存の条約と新条約は十分に両立可能であると明らかにした。さらに、条約違反があった場合にはフランス案と同様の対応がなされるが、この原則を明示的に認めるのは余計であると述べた⁵⁶⁾。

上記の2通の条約案を送付された4大国は、アメリカの案を全面的に、あるいは一部解釈を加える形で受諾した。

まず、ドイツは、4月27日の書簡において戦争放棄を定める多国間条約への参加に同意した。外務大臣シュトレゼマンは、アメリカの条約案が連盟規約やロカルノ条約(ライン協定)の内容に抵触しないことを確認し、その一方で、アメリカ案が触れていない、条約違反国に対する自衛権と行動の自由を留保することを表明した⁵⁷⁾。続く

て、5月4日にイタリアが回答を行ったが、一切留保を付さずにアメリカの条約案を受け入れた⁵⁸⁾。

次に回答を寄せたのはイギリスであった。5月19日付けの書簡で、外務大臣のチェンバレン(Austen Chamberlain)は、国策の手段としての戦争を放棄する条約の締結に関する提案がイギリスにとって最大の利益をもたらすものであるとして、アメリカによる条約案に賛同した。しかし、同時にチェンバレンはいくつかの点において意見を述べている。まず、フランスの条約案に関して、アメリカ案と同じ意図が込められているものの、条約違反があった場合の対応が両国案で異なることを懸念した。そこで、条約の約束の厳格な履行は国家の名誉に関わる問題であるため、その約束の範囲について確定させることが重要であると指摘した。第二に、自衛権に関して、ケロッグがアメリカ国際法協会において行った演説において「自衛権はあらゆる条約に固有のものである」と述べていたことを挙げ、フランス案1条にあるような明示の規定を取り入れる必要はないとした。また第三に、連盟規約やロカルノ条約に基づく義務の尊重はイギリス政府にとって非常に重要であるため、イギリスはこれらの条約を損なうような如何なる条約にも同意することが出来ないとして述べ、その点においてフランス案4条のような明示の規定を盛り込むべきであると主張した。最後に、最も注目すべき留保として、チェンバレンは、イギリスの「平和と安全にとって特別かつ不可欠な利益を有する」ような世界の一定地域における行動の自由が容認されることを、条約参加の条件として挙げた。この発言において「世界の一定地域」が具体的にどこを指すのかは明らかにされていないが、解釈次第ではどの地域も対象に含みうるものであった⁵⁹⁾。

最後に日本が、5月26日に、アメリカ案は自衛権を何ら制限するものではなく、連盟規約やロカルノ条約を損なうものではないと確認し、条約案を受諾した⁶⁰⁾。

4.2. 条約の調印

世界の主要大国からの条約案への承認を受けたケロッグは、他国の意見を取り入れた新たな条約

案を14か国(フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、日本、ベルギー、ポーランド、チェコスロヴァキア、アイルランド、インド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ)に送付した。これらの国全てが条約草案に同意し、条文が確定された。完成した条約文は以下の通りである。

〔前文省略〕

第1条

締約国は、国際紛争の解決のために戦争に訴えることを非とし、且つその相互関係において国策の手段としての戦争を放棄することをその各自の人民の名において厳粛に宣言する。

第2条

締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問わず、平和的手段以外にその処理又は解決を求めないことを約する。

第3条

本条約は、前文に掲げられる締約国によりその各自の憲法上の要件に従い批准され、且つ各国の批准書が全てワシントンにおいて寄託された後、直ちに締約国間に実施される⁶¹⁾。

〔以下省略〕

1927年8月27日、フランス・パリの外務省の一室に15か国の代表が集結し、条約に調印した。こうして成立した不戦条約は、仏米間での交渉過程において締約国の義務の範囲等の詳細が明らかにされなかったため、結果として非常に曖昧な内容を持つ条約となった。それゆえに、不戦条約は多くの国にとって参加可能なものとなり、また広範な解釈を許容するものであった。

4.3. フランスにおける不戦条約の評価

4.3.1. 知識人の条約に関する評価

フランスでは、知識人たちが第一次世界大戦以前から「法による平和」について考察し続けてきた。例えば、1899年の第1回ハーグ平和会議においてフランス代表を務めたレオン・ブルジョワ(Léon Bourgeois)は、この時既に多数の国による

普遍的な国際組織である「国際連盟 (société des nations)」を想定していた⁶²⁾。また、大戦中には「法による平和協会 (Association de la Paix par le Droit)」(1915 年創設)、「国際連盟フランス協会 (Association française pour la Société des Nations)」(1918 年創設) が国際紛争の平和的な解決の方法や、制裁措置および常設の国際軍による戦後の国際秩序構想を発表した⁶³⁾。第一次世界大戦後の国際連盟規約は、このような考えを反映して集団安全保障制度を導入するものではあったが、連盟規約の戦争の違法化規定は限定的なものにとどまり、制裁措置の実施に関する規定も不十分であった。そのため、国際連盟規約を補完するジュネーヴ議定書やロカルノ条約に対し大きな期待が寄せられたが、前者は不成立に終わり、後者は範囲がヨーロッパに限定されていた。その中で成立した不戦条約は、フランスの知識人にとって重要な意義を持つと同時に、多くの問題を提起するものであった。

国際法学者のセル (Georges Scelle) やブルドモー (Jules Prudhommeaux) らは、不戦条約が史上初めて国策の手段としてのあらゆる戦争を禁止したとしてその国際法上の意義を評価する一方で、仲裁 (arbitrage) や管轄権 (jurisdiction) といった語が一切現れないことや、締約国の法的義務についての言及がないこと、条約違反国に対して他の締約国が実施すべき集団的制裁についての規定が存在しないこと、条約違反や侵略の有無を判断する超国家的機構の存在に関して一切明文の規定が存在しないことを問題点として挙げた⁶⁴⁾。また、平和主義活動家かつ政治家であったコット (Pierre Cot) は、不戦条約は戦争に対する厳粛なる非難を表明したに過ぎず、アングロサクソンの平和主義アプローチを採用したこの条約は、理想よりも現実を重んじるフランスにとってあまり好ましいものではないと述べた。その上で、戦争を真に不可能にするためには、武力に訴えることを禁止して、国家間紛争を平和的解決の手続に付託することを全ての国家に義務付ける必要があると主張した⁶⁵⁾。

このように、フランスの知識人たちは、制裁や義務的仲裁の規定を欠く不戦条約を、真の国際平

和の確立にとって不十分なものとして認識していた。そして彼らは、不戦条約の欠陥を補うべく、武力に訴えることを禁止し、紛争の平和的解決を義務付けるための新たなシステムを摸索した。不戦条約調印から 1 か月後の 1928 年 9 月 26 日、第 9 回連盟総会において採択された「国際紛争平和的处理一般議定書 (General Act for the Pacific Settlement of International Disputes / Acte général d'arbitrage)」(以下、一般議定書) はそのようなフランス知識人の声に応えるものであった。ジュネーヴ議定書の内容を大部分受け継いだ一般議定書の最大の特徴は、3 つの加入方式が認められていることである。議定書は調停、司法的解決 (常設国際司法裁判所への付託)、仲裁裁判、一般規定の全 4 章で構成され、加盟国には全ての章への加入、調停・司法的解決・一般規定への加入、調停・一般規定への加入という 3 つの選択肢が用意された。その一方で、一般議定書には違反国への制裁に関する規定が設けられなかった。しかし、ジュネーヴ議定書に大きな期待を抱いた知識人にとって、この一般議定書の成立は画期的な成果であった⁶⁶⁾。

4.3.2. メディアの報道

当時のメディアも不戦条約の締結を大々的に取り上げた。調印翌日の新聞各紙は、世界各国による画期的な条約の締結で第一面を賑わせた。多くの新聞が条約を肯定的に評価したが、批判を加える新聞も見られた。例えば、保守系の『レコード・パリ (L'Écho de Paris)』は、1927 年 8 月 27 日は「歴史に残る」午後であったとして、祝福ムードに包まれた市民の姿や、外務省の周辺の厳重な警備の様子を報じると同時に、フランス外務省の時計の間で行われた壮麗な調印式の様子を、一種の政治的パフォーマンスとしてやや皮肉気味に描写した。この条約の本質は「平穏と調和に対する熱望」と「軍隊の疲弊」にあり、内政の観点から戦争を捉えたに過ぎない不戦条約は、実際に国際社会において効力を持ちうるのか甚だ疑わしいと批判した。また、せっかく各国代表が一堂に会したにもかかわらず、各国の全権使節が目下の国際問題について話し合う場面が一切見られな

かったのは奇妙なことだと報じている⁶⁷⁾。

さらに、共産党機関紙『リュマニテ (L'Humanité)』は、戦争違法化 (la guerre hors la loi) をもじった「戦争合法化 (La guerre reste la loi)」という見出しの記事を掲載し、不戦条約の調印について「戦争の扇動者が華々しくケログの紙くずに署名」と非常に厳しく報じた。また、調印が行われた27日にパリの労働者たちによって条約反対のデモが行われたことも報じている。この騒動で180名以上の労働者が逮捕されたが、彼らは不戦条約が帝国主義戦争を許容する条約である、と主張したのであった⁶⁸⁾。この共産党機関紙が指摘した「帝国主義戦争」の可能性は、単なるイデオロギーに基づく主張ではなかった。共産主義というイデオロギーを抜きにしても、不戦条約において戦争は依然として合法的なものと解釈することが可能であった。実際に、不戦条約の参加国は、数々の留保を付することによって条約を恣意的に解釈し、その効力を弱めたのである。

5. お わ り に

本論文では、政府文書・外交文書や同時代の著作といった一次史料、および先行研究に基づき、不戦条約の意義と問題点を戦間期フランス外交の面から考察した。その結果、不戦条約は従来考えられてきたような「理想主義」的成果ではなく、軍事同盟による安全保障を追求するフランスの利害を強く反映した「現実主義」の産物であったことが明らかにされた。

条約調印後、フランス国内では多くの知識人やメディアが不戦条約を取り上げた。彼らの考察において共通していたのは、不戦条約は単なる道徳的宣言に過ぎず、戦争を厳格に禁止するものではないとの認識であった。実際に、各国は自衛権に関して留保を付したため、不戦条約の効力は非常に限定的なものとなった。自衛権の行使範囲については各国が様々な見解を提示したが、その背景にはやはり各国の外交・安全保障上の利益が密接に関係していた。このように、不戦条約は各締約国に何らかの義務を課す性格のものではなかったため、1930年代の武力紛争や第二次世界大戦の

発生を防ぐには至らなかった。

確かに不戦条約は、締約国に「あらゆる」国策の手段としての戦争を放棄させ、紛争の平和的解決を求める画期的な内容の条約であったため、第一次世界大戦以降世界各国で発展した理想主義の発現であるかのように映る。しかし、実際には理想主義とはかけ離れたところに起源を有するこの条約は、現実主義と理想主義の間の妥協の産物であり、それゆえに強制力を持たない一種の宣言のようになったのである。とはいえ、不戦条約が当時の世界に友好ムードをもたらしたことに間違いはないであろう。

また、不戦条約成立の重要な背景の一つとして、民間での平和構想を挙げておきたい。ブリアンが「戦争の違法化」を行う条約の締結をアメリカに提案した第一の理由は、仏米関係の改善、さらには仏米関係での何らかの同盟関係の構築を目論んでいたためであるのは間違いない。そして、ブリアンのアメリカ国民への声明を行うに至ったのは、アメリカ知識人からの条約の提案があったためとされている。その意味において、不戦条約成立の直接的起源はアメリカの知識人の戦争違法化運動にあるのは確かであろう。

しかし、フランスでも戦争違法化構想が展開されていたことに注目しておきたい。1920年代前半のフランスは対独復讐心に強く支配され、ドイツの攻撃を強力な司法的権力によって封じ込めることがフランスの安全保障にとって肝要であるとの考えが知識人の間で広まっていた。彼らは国際連盟規約の欠陥を指摘し、強力な軍事的制裁と義務の仲裁の制度化を求めた。このような考え方は、フランスがイギリス・イタリア・ドイツ・日本に提示した条約案に表れているように考えられる。だが最終的には、他の国がこれを受け入れなかったために、フランスの提案は実現しなかった。それゆえ不戦条約は、強力な軍事的集団措置と国際法廷の強制管轄権の確立を追求したフランスの知識人にとって不満の残るものであった。

このように不戦条約は、従来の研究で明らかにされてきたアメリカ世論の影響に加え、フランスの外交・内政・社会的な背景との密接な連関の下に成立したのである。

本論文では、不戦条約の実際の適用に関する諸問題や、フランスの東欧・アジア政策と条約との連関については紙幅を割くことが出来なかった。これらの事柄については今後の課題としたい。

注

- 1) 第二次世界大戦の開始の時点については見解が分かれるものの、通説的にはドイツ軍のポーランド侵攻(1939年9月1日)に続くイギリス・フランスの対独宣戦布告(同年9月3日)が大戦の開始時点とされている。齊藤孝『戦間期国際政治史』(岩波現代文庫, 2015年), 2頁。
- 2) 唐渡晃弘『ロカルノ外交(一): ヨーロッパの安全とフランスの政策』『法學論叢』125巻4号, 1989年, 1-30頁。
- 3) 大井孝『欧州の国際関係 1919-1946: フランス外交の視角から』(たちばな出版, 2008年), 45-47頁。
- 4) 吉田徹編『ヨーロッパ統合とフランス: 偉大さを求めた1世紀』(法律文化社, 2012年), 35頁。
- 5) 渡辺和行・森本哲郎・南充彦『現代フランス政治史』(ナカニシヤ出版, 1997年), 85頁。
- 6) 吉田編, 前掲書, 39頁。
- 7) Guillaume Sacriste et Antoine Vauchez, "La « guerre hors-la-loi », 1919-1930," *Actes de la recherche en sciences sociales*, No. 151-152, 2004, pp. 91-95.
- 8) Robert H. Ferrell, *Peace in Their Time: The Origins of the Kellogg-Briand Pact* (New Haven: Yale University Press, 1952).
- 9) Patrick O. Cohrs, *The Unfinished Peace after World War I: America, Britain and the Stabilization of Europe, 1919-1932* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006).
- 10) Gaynor Johnson (ed.), *Locarno revisited: European diplomacy, 1920-1929* (London: Routledge, 2004).
- 11) 戦間期フランス外交を通史的に捉えた代表的研究として、まず Jean-Baptiste Duroselle, *Histoire diplomatique de 1919 à nos jours*, 11e éd. (Paris: Dalloz, 1993) がある。また, Anthony P. Adamthwaite, *Grandeur and misery: France's bid for power in Europe 1914-1940* (London: Bloomsbury Academic, 1995), Marurice Baumont, *La Faillite de la paix, De rethondes à Stresa (1918-1935)* (Paris: Presses universitaires de France, 1951), Edward David Keeton, *Briand's Locarno Policy: French Economics, Politics, and Diplomacy, 1925-1929* (New York: Garland Science, 1987), などが挙げられる。
- 12) 最近発表されたブリアンンの伝記には Bernard Oudin, *Aristide Briand* (Paris: Perrin, 2016) がある。また, George Suarez, *Briand: sa vie, son oeuvre avec son journal et de nombreux documents inédits, 1-6* (Paris: Librairie Plon, 1938-1952) は最も詳細かつ最大のブリアンンの伝記として非常に有用である。
- 13) これまでに発表された研究において、不戦条約がそのような位置づけにとどまっていることの一因として、戦間期のフランス、特にブリアンが外務大臣として政策に携わった期間の外交文書・政府文書が不足していることが指摘できる。さらに、ブリアンに関する伝記のほとんどは、彼を英雄的に描写しているため、ブリアンンのジレンマや妥協について記述されていないことが多い。Jacques Bariéty, "Aristide Briand et la sécurité de la France en Europe, 1919-1932," in Stephen A. Schuker, Elisabeth Müller-Luckner (eds.), *Deutschland und Frankreich Vom Konflikt zur Aussöhnung: Die Gestaltung der westeuropäischen Sicherheit, 1914-1963* (München: Oldenbourg, 2000), pp. 117-134.
- 14) 例として、篠原初枝『戦争の法から平和の法へ: 戦間期のアメリカ国際法学者』(東京大学出版会, 2003年), 三牧聖子『戦争違法化運動の時代: 「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』(名古屋大学出版会, 2014年), Oona A. Hathaway and Scott J. Shapiro, *The Internationalists: How a Radical Plan to Outlaw War Remade the World* (New York: Simon and Schuster, 2017) や Cecelia Lynch, *Beyond Appeasement: Interpreting Interwar Peace Movements in World Politics* (New York: Cornell University Press, 1999), Jay Winter, *Dreams of Peace and Freedom: Utopian Movements in the Twentieth Century* (New Haven: Yale University Press, 2008), Michael Limberg, "In relation to the Pact": Radical Pacifists and the Kellogg-Briand Pact, 1928-1939," *Peace & Change*, Vol. 39, No. 3, 2014, pp. 395-420, などが挙げられる。
- 15) Jean-Michel Guieu, *Le rameau et le glaive: les militants français pour la Société des Nations* (Paris: Presses de la fondation nationale des sciences politiques, 2008)。
- 16) 渡辺・森本・南, 前掲書, 85-86頁。
- 17) *Société des Nations Recueil des Traités*, Vol. 54, 1926-1927, pp. 289-301.
- 18) 9つの文書とは、①最終議定書、②ドイツ・ベルギー・フランス・イギリス・イタリア間の相互保障条約(ライン協定)、③ドイツ・ベルギー間の仲裁裁判協定、④ドイツ・フランス間の仲裁裁判協定、⑤ドイツ・ポーランド間の仲裁裁判協定、⑥ドイツ・チェコスロヴァキア間の仲裁裁判協定、⑦フランス・ポーランド間の相互援助条約、⑧フランス・チェコスロヴァキア間の相互援助条約、⑨国際連盟規約第16条の規定に関する解釈宣言、である。
- 19) 連盟規約15条7項は、連盟理事会の審査による解決に付された紛争について、理事会が出した報告書に対して全会一致の同意が得られなかった場合に、連盟国は「正義公道ヲ維持スル」ために必要となる措置をとる権利を有するという規定である。
- 20) 吉田編, 前掲書, 40頁。

- 21) 渡辺・森本・南, 前掲書, 86 頁.
- 22) Philippe Bernard and Henri Dubief (translated by A. Foster), *The Decline of the Third Republic, 1914-1938* (Cambridge: Cambridge University Press, 1988), pp. 121-122. Ferrell, *op. cit.*, pp. 62-65.
- 23) *Ibid.*, p. 121.
- 24) "The Geneva Naval Conference, 1927," Office of the Historian, <https://history.state.gov/milestones/1921-1936/geneva> (最終アクセス日: 2018 年 3 月 28 日).
- 25) *Livres jaunes* (1928), *Pacte général de renoncation à la guerre comme instrument de politique nationale : 30 pièces relatives à la préparation, à l'élaboration et à la conclusion du traité signé à Paris le 27 août 1928 (6 avril 1927-27 août 1928)* (以下, *Livres jaunes* (1928)), pp. 3-4.
- 26) *Ibid.*
- 27) 在独アメリカ大使からケロッグに送られた書簡の中で, ブリアンがアメリカに提案した条約は単なる見せかけに過ぎない行為 (*gesture*) であったと話しているのをシュトレゼマンが聞いた, との報告がなされている. *Papers relating to the foreign relations of the United States, 1928* (以下, *FRUS 1928*), Vol. 1, p. 15.
- 28) David Hunter Miller, *The Peace Pact of Paris : A Study of the Briand-Kellogg Treaty* (New York : G. P. Putnam, 1928), pp. 8-9.
- 29) Ferrell, *op.cit.*, pp. 84-85.
- 30) *Papers relating to the foreign relations of the United States 1927* (以下, *FRUS 1927*), Vol. 2, p. 613. *FRUS 1927*, Vol. 2, pp. 613-614.
- 31) *FRUS 1927*, Vol. 2, p. 614.
- 32) *Livres jaunes* (1928), p. 6. *FRUS 1927*, Vol. 2, pp. 615-616.
- 33) *FRUS 1927*, Vol. 2, p. 617.
- 34) *FRUS 1927*, Vol. 2, pp. 619-621.
- 35) *FRUS 1927*, Vol. 2, p. 618.
- 36) *FRUS 1927*, Vol. 2, p. 626.
- 37) *Livres jaunes* (1928), p. 7.
- 38) *Livres jaunes* (1928), p. 9.
- 39) *Livres jaunes* (1928), pp. 12-13. 文中の「この仲裁条約」は, 1908 年のルート条約を指している.
- 40) *Livres jaunes* (1928), pp. 14-15.
- 41) Ferrell, *op.cit.*, p. 148.
- 42) *Livres jaunes* (1928), pp. 16-17.
- 43) *Livres jaunes* (1928), pp. 18-19.
- 44) *League of Nations, Official Journal Special Supplement*, No. 54, 1927, pp. 155-156.
- 45) *Livres jaunes* (1928), pp. 20-21.
- 46) *Livres jaunes* (1928), pp. 22-24.
- 47) *Livres jaunes* (1928), pp. 10-11. *FRUS 1928*, Vol. 2, pp. 816-818.
- 48) *Journal officiel de la République française, Débats parlementaires, Sénat*, 31 Janvier 1928, p. 50.
- 49) *bid.*, 2 Février 1928, p. 71.
- 50) *League of Nations, Official Journal Special Supplement*, No. 57, 1927, pp. 45-47.
- 51) 大沼保昭『戦争責任論序説:「平和に対する罪」の形成過程におけるイデオロギー性と拘束性』(東京大学出版会, 1975 年), 87-88 頁. 森肇志『自衛権の基層: 国連憲章に至る歴史的展開』(東京大学出版会, 2009 年), 125-126 頁.
- 52) Ferrell, *op.cit.*, pp. 144-146.
- 53) *Livres jaunes* (1928), pp. 22-24.
- 54) *Livres jaunes* (1928), pp. 25-27.
- 55) *Livres jaunes* (1928), pp. 28-29.
- 56) 藤田久一「戦争観念の転換——不戦条約の光と影」桐山孝信, 杉島正秋, 船尾章子編『転換期国際法の構造と機能』(国際書院, 2000 年), 15-16 頁.
- 57) *Livres jaunes* (1928), pp. 30-31.
- 58) George Suarez, *op. cit.*, p. 266.
- 59) *Livres jaunes* (1928), pp. 32-34.
- 60) 柳原正治編著『日本法史料全集 101 国際法先例資料集 (1): 不戦条約 (上)』(信山社出版, 1996 年), 236-237 頁.
- 61) *Livres jaunes* (1928), pp. 54-55. 日本語文は筆者の訳による.
- 62) Ferdinand Buisson et al., *Vers la société des nations : leçons professées au Collège libre des sciences sociales pendant l'année 1918* (Paris : N. Girard & É. Brière, 1919).
- 63) 篠原初枝『国際連盟: 世界平和への夢と挫折』(中公新書, 2010 年), 22 頁, 28 頁. Peter Jackson, "Politics, Culture, and the Security of France : A Reinterpretation of French Foreign and Security Policy after the First World War," *French Historical Studies*, Vol. 34, No. 2, 2011, pp. 577-610.
- 64) Bibliothèque de documentation internationale contemporaine, F°Δ rés 716 (FONDS JULES PRUDHOMMEAUX), CARTON N°6 (Association Paix par le droit), "SCELLE (Georges), Le Pacte Kellogg." <http://argonnaute.u-paris10.fr/ark:/14707/a011403267944p0t4iQ> (最終アクセス日: 2018 年 7 月 25 日). Guieu, *op. cit.*, pp. 157-158.
- 65) Norman Ingram, "Les pacifists et Aristide Briand," in Jacques Bariéty (éd.), *Aristide Briand, la Société des Nations et l'Europe, 1919-1932* (Strasbourg : Presses universitaires de Strasbourg, 2007), p. 205.
- 66) Archives Nationales, 382AP-3 (Fonds René Cassin), Dossier 3 : Articles et conférences juridiques, 1918-1939, "L'acte général d'arbitrage, article pour la revue Affaires étrangères: épreuves imprimées (1931)."
- 67) *L'Écho de Paris*, Mardi 28 août 1928, p. 1.
- 68) *L'Humanité*, Mardi 28 août 1928, pp. 1-2.

The Conclusion of the Kellogg–Briand Pact and French Foreign Policy, 1925–1928

Mayu HOSOKAWA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary After the World War I, the international community worked for lasting peace through the League of Nations and multilateral treaties. Especially, in 1928, the General Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy (the Kellogg–Briand Pact) was concluded as the result of consultation between the United States and France, and many countries signed this treaty. This paper describes its background from the perspective of French foreign policy, based on primary materials and preceding studies. Consequently, it has been revealed that the Kellogg–Briand Pact was concluded not only influenced by utopian idealism, but also through the pragmatic process of negotiations.